

福岡市小学校図画工作教育研究会 会則

(通称 小図研)

第1条 (名称)

この会は、福岡市小学校図画工作教育研究会という。

第2条 (目的)

この会は、図画工作教育の振興を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

この会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の研修(授業、実技、作品研究、講演会など)
- (2) 地区大会、県大会等の研究会の運営及び研究参加
- (3) 広報誌の発行
- (4) その他、目的達成のために必要な事業

第4条 (会員)

- (1) この会は、図画工作教育に熱意と関心を有する同好の士をもって構成する。
- (2) この会の会員は、この会の活動に参加し会の機関に対し意見を述べかつ決議に参加する権利を有する。
- (3) この会の会員は、規約及び決議事項に服することならびに会費を納入する義務を負う。

第5条 (役員)

- (1) この会に次の役員をおく。
会長 1名、 副会長 2～3名、 会計 2～3名、 会計監査 2名
- (2) この会に顧問をおく。顧問は会長経験者とする。
- (3) この会に研究に必要な部と運営に必要な事務局をおく。

第6条 (役員を選出)

- (1) この会の会長、副会長は選考委員で選出し、総会によって決定する。
- (2) 選考委員は、現職校長及び顧問の中より3名選出する。
- (3) 会計、会計監査、部長、事務局は、会長が委嘱する。
- (4) 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第7条 (総会)

- (1) 総会は、全会員で構成する。
- (2) 毎年1回開催し、会務の報告と承認、事業計画の決定、決算の承認と予算の決定、会長の選出ならびに会則の改正、その他必要事項を審議し議決する。また、必要なときは臨時総会を開催する。

第8条 (役員会)

役員会は、総会の議決事項の執行及び当面する事項について協議する。

第9条 (会計)

- (1) この会の必要経費は会費をもってあてる。
- (2) 会計年度は、総会から翌年の総会までとする。

第10条 (会則の変更)

この会則は、総会において変更することができる。

平成14年6月1日付

平成26年6月14日付